

国立大学法人九州大学年俸制適用教員の休職中の給与の特例に関する規程

平成26年度九大就規第5号
制 定：平成26年12月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則(平成26年度九大就規第4号。以下「年俸制給与細則」という。)第1条に定める年俸制適用教員の国立大学法人九州大学職員休職規程(平成16年度九大就規第11号)第5条に規定する休職中の給与の特例に関する事項を定めるものとする。

(休職中の給与の特例)

第2条 年俸制適用教員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤途上負傷し、若しくは疾病にかかり、国立大学法人九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。)第12条第1項第1号の規定により休職となったときは、当該休職の期間中、給与の全額(労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条の規定による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第14条による休業補償給付及び同法第22条の2の規定による休業給付等を受ける場合にあっては、当該補償等の額に相当する額を除く額)を支給する。

2 年俸制適用教員が結核性疾患にかかり就業通則第12条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職となったときは、当該休職の期間が満2年に達するまでは、年俸制給与細則に規定する基本年俸、基本給調整額、扶養手当、及び住居手当(以下「基本年俸等」という。)、寒冷地手当のそれぞれ100分の80以内、並びに業績給の100分の100以内を支給する。

3 年俸制適用教員が前2項以外の心身の故障により就業通則第12条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職となったときは、当該休職の期間が満1年に達するまでは、基本年俸等及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80以内、並びに業績給の100分の100以内を支給する。

4 年俸制適用教員が就業通則第12条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職となったときは、当該休職の期間中、基本年俸等のそれぞれ100分の60以内、並びに業績給の100分の100以内を支給することがある。

5 年俸制適用教員が就業通則第12条第1項第3号から第6号まで、第9号及び第10号に掲げる事由に該当して休職となったときは、当該休職の期間中、次の各号の休職事由に応じ、それぞれ定める割合の基本年俸等及び寒冷地手当並びに業績給を支給する。

(1) 就業通則第12条第1項第3号から第6号まで及び第9号(第3号に該当する場合を除く。) 基本年俸等及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内、並びに業績給の100分の100以内

(2) 就業通則第12条第1項第6号のうち、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるとき 基本年俸等及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内、並びに業績給の100分の100以内

(3) 就業通則第12条第1項第9号に該当する場合で、年俸制適用教員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100

(4) 就業通則第12条第1項第10号 休職の事由に応じて個別に定める。

6 休職中の年俸制適用教員には、前項までの規定による場合を除き、給与を支給しない。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。